

【別添 1】

ソマリア沖における海賊及び武装強盗に関する IMO 総会決議(抜粋)

(2007 年 11 月 29 日採択)

1. あらゆる海域において発生した全ての海賊及び武装強盗事件(海賊事件)を非難する。
2. 全ての関係者に以下のための行動を要請する。
 - ① 全ての海賊事件の撲滅
 - ② 全ての奪取された船舶、船員及び乗船者の即時解放
3. 各国政府に、あらゆる海域、特にソマリア沖における海賊事件を防止するため国際協力の下に取り組みを強化するよう要請する。
4. 各国政府に以下を要請する。
 - ① ソマリア沖を航海する自国籍船に対し、海賊事件の予防に関する助言を与える
 - ② 自国籍船に対し、ソマリア沖において襲撃を受けた場合にとるべき行動に関する助言を与える
 - ③ 自国籍船に対し、ソマリア沖において海賊等に遭遇した場合、最寄りの沿岸国及び救助調整本部(RCC)に通報するよう指導する
 - ④ 自国籍船に、ソマリア沖航行中に助言要求及び報告のための連絡先を提供する
 - ⑤ 自国籍船からのソマリア沖における海賊事件の情報をIMO事務局長に報告する
 - ⑥ 自国籍船に対し、近隣の沿岸国等による助言を速やかに取り入れるよう指導する
 - ⑦ ソマリア沖において起こった船舶奪取事件について、早期解決のため自国籍船の船主等関係者を支援する計画を策定する
 - ⑧ ソマリア沖における自国籍船に対する全ての海賊事件について調査を行い、関連情報をIMOに報告する
 - ⑨ 海賊事件に関する必要な立法、司法及び行政の手続きをとる
 - ⑩ 世界食糧計画の人道支援物資運搬の際に自国籍船が艦船等による警護を受けするために、関係国と必要な協定を締結する
5. 各国政府がRCC等に対し、ソマリア沖における襲撃報告を受けた際に即座に全世界航行警報サービス等を通じて他の船舶に対し警告を発信するよう指示するよう要請する。

6. ソマリア暫定連邦政府に以下を要請する。
 - ① ソマリアに起因する海賊事件防止のための措置をとる
 - ② 海賊事件に遭遇している船舶の早期解放のための措置をとる
 - ③ インド洋で展開中の艦船等が海賊事件に対応するため領海内に立ち入ることに同意する旨国連安保理に通知する
 - ④ ソマリアに出入港する世界食糧計画の人道支援物資を運搬する船舶を艦船等が警護することに同意する旨国連安全保障理事会に通知する
7. ソマリア近隣諸国の政府に、IMOとの協力の下、海賊対策及び海賊事件防止、阻止及び抑圧のための地域協定締結を要請する。
8. 他のすべての政府にソマリア近隣諸国の政府の取り組みへの支援を要請する。
9. IMO事務局長に以下を要請する。
 - ① 本決議を国連事務総長に通知する
 - ② ソマリア沖における海賊事件について調査を継続し理事会に報告する
 - ③ ソマリア監視グループと協力を行う
 - ④ ソマリア及び近隣沿岸国への本決議への対応のための技術支援について関係政府等と協議する
10. 海上安全委員会(MSC)に海賊事件の捜査方法に関するコードを更新するよう要請する。
11. 理事会に、ソマリア沖における海賊事件について調査を継続し、安全確保のために必要な行動を開始するよう要請する。